

合併処理浄化槽への転換補助制度（令和6年度版）

市では、生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽に転換する人に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、普及を図っています。

【補助制度について】

1. 補助対象区域

市内の浄化槽処理促進区域（生活排水を集合的に処理する施設を有する区域を除く）

2. 補助対象要件（平成28年度から新設に対する補助は廃止されています）

- 既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事（建築確認を伴わずに合併処理浄化槽へ入れ替える工事）であること。
- 設置する浄化槽は、環境省が定める「環境配慮型浄化槽及び高度処理型浄化槽」の要件に該当すること。
- 設置する浄化槽は、小型浄化槽（10人槽以下）で、住宅（居住の用に供する建築物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物）に設置すること。ただし、販売又は賃貸を目的としているものは除く。
- 放流先が確保され、放流先の管理者との協議が整っていること。放流先が確保できない場合は、別途協議が必要になります。
- 過去に東松山市内で補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置していないこと。
- 東松山市の市税（市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）に滞納がないこと。

※ 予算の範囲内で申請を受付します。

- ・年度内工事の浄化槽設置届書の受付は、令和6年12月27日（金）まで
- ・年度内工事の浄化槽補助金申請書の受付は、令和7年1月15日（水）まで
- ・実績報告書の提出は、工事後一ヶ月以内又は 令和7年3月7日（金）まで

3. 補助金限度額

※表欄の金額は、上限額です。

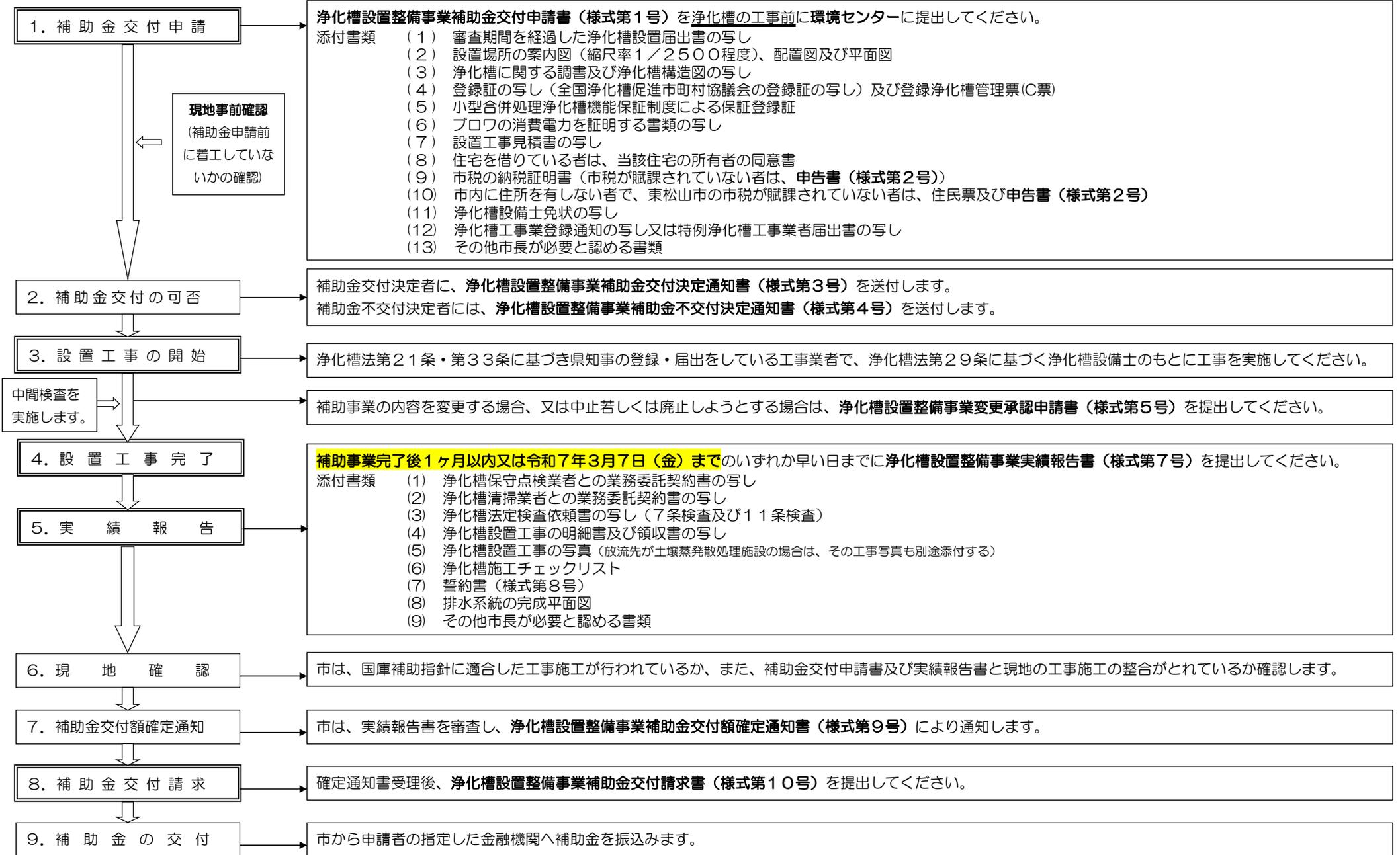
人 槽	5人槽	7人槽	10人槽
設置費 補助金額	352,000 円	434,000 円	568,000 円
処分費 補助金額	単独処理浄化槽・汲み取り便槽を撤去・処分する費用として、上記「設置費補助金額」に上乗せ6万円。 別途、条件あり。		
配管費 補助金額	宅地内配管工事に要する費用として、上記「設置費補助金額」に上乗せ15万円。		

4. 設置工事

- 浄化槽法第21条・第33条に基づき県知事の登録・届出をしている工事業業者で、浄化槽法第29条に基づく浄化槽設備士のもとで工事を実施してください。
- 工事を始める前に申請が必要です。 申請受付後、現地の事前確認を行います。

【お問い合わせ先】 東松山市環境センター Tel 0493-24-2888

東松山市浄化槽設置整備事業補助金交付の流れ（令和6年度）



※ 土壤蒸発散処理施設を設置する場合は、工事（補助申請）前に土壤蒸発散処理施設設置届出書を2部、東松山市環境センターへ提出してください。

【浄化槽の維持管理について】

1. 法定検査（水質検査）の実施について

- (1) 浄化槽法第7条検査・・・設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているかを（初回検査）確認する検査です。浄化槽の設置工事を行った後、浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から5か月以内に行います。

〔検査手数料〕 13,000円

- (2) 浄化槽法第11条検査・・・保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽から排出される処理水を検査し、機能が正常に発揮されているかを確認する検査で、年1回の受検が法律で義務付けられています。

〔検査手数料〕 5,000円

(3) 埼玉県知事指定検査機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会	〒331-0804 さいたま市北区土呂町 1-50-4	048(778)8700

2. 保守点検および清掃の実施について

(1) 保守点検

- ① 県知事に登録された保守点検業者に委託して実施してください。
- ② 費用は使用者の負担となり、処理人数や浄化槽の処理方法により異なります。

浄化槽の種類	処理対象人員	処理方式	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
合併処理浄化槽	20人以下	4ヶ月に1回以上	

※点検の回数（通常の使用状態において最低限必要な点検回数）

(2) 清 掃（汚泥の引き抜き）

- ① 1年に1回以上必要となります。
- ② 市の許可を受けている次の清掃業者に委託してください。
(地区による業者の指定はありません。)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
保 健 事 業 (株)	東松山市大字大谷1891-1	0493(36)2155
(有) ウ ェ イ ス ト	東松山市大字東平209-23	0493(22)6311
(有)後藤衛生ｺﾝｼﾞｬｸ外東松山支店	東松山市大字石橋1657-5	0493(22)8951
(株) 加 藤 商 事	さいたま市西区中釘 2228-5	048(624)1611

- ③ 費用は使用者の負担となり、浄化槽の種類や大きさにより異なりますので、詳しくは清掃業者にお尋ねください。

※法律で浄化槽の『保守点検』と『清掃』の記録を3年間保存することと定められています。